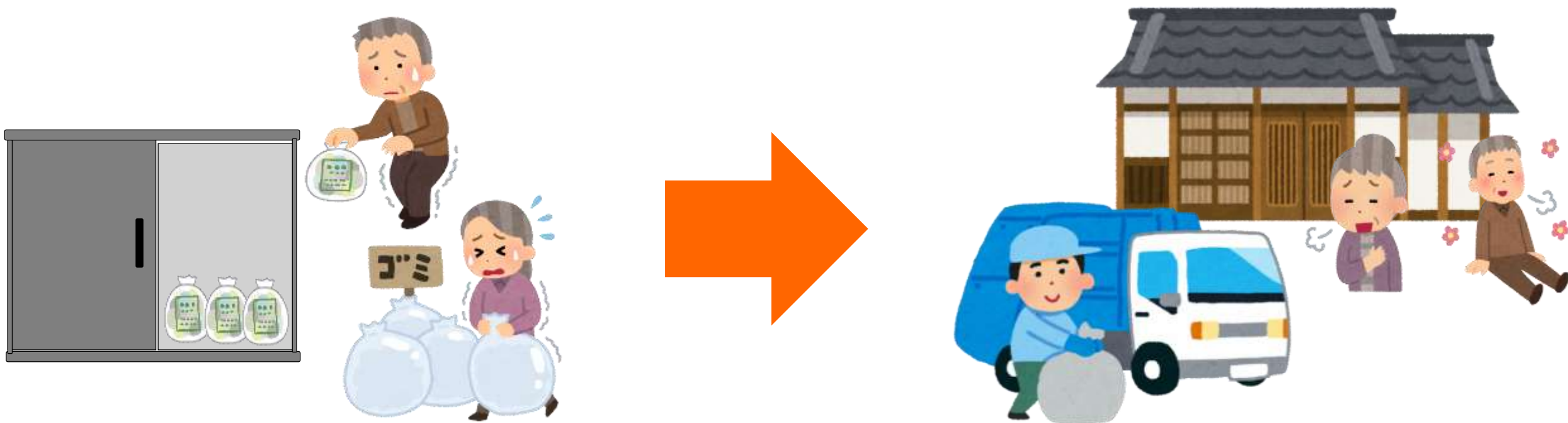


津市ごみ出し サポート収集事業

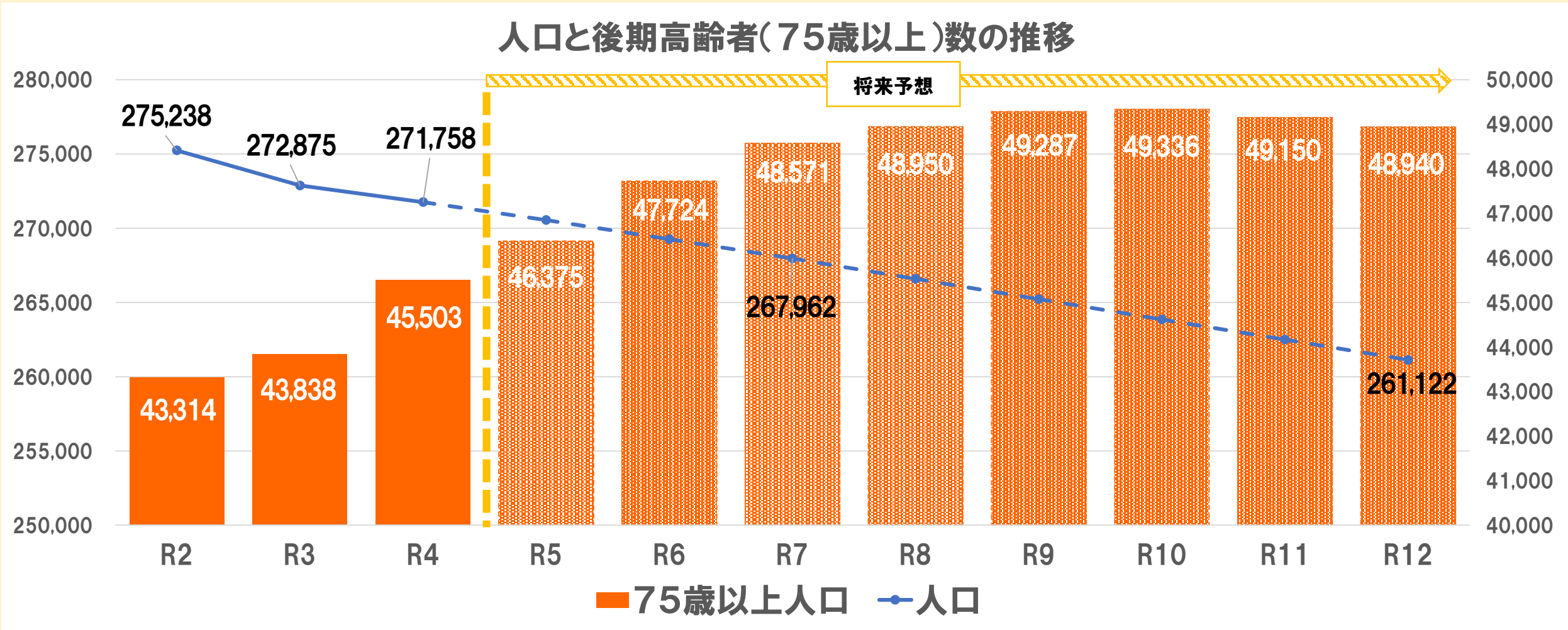
令和6年4月から
事業実施

戸別収集でごみ出し困難者を支援!!
本日より申込受付開始



令和5年10月25日

津市の後期高齢者数と今後の見通し



後期高齢者(75歳以上)数のピークは
令和10年の4万9,336人で
それ以降横ばい

津市の人口と高齢者割合の推移から
今後さらにごみ出し困難者が
増える傾向に

これまでのごみ出し支援の取り組みと市民の声

■ 大型家具等ごみ出し支援事業（平成30年4月～）

大型家具等(ダンス、マットレス、マッサージチェアなど)を1m程度に壊すことやごみ一時集積所まで運ぶことが困難な方(介護を必要とされる方等)を対象として、ごみ出しを支援



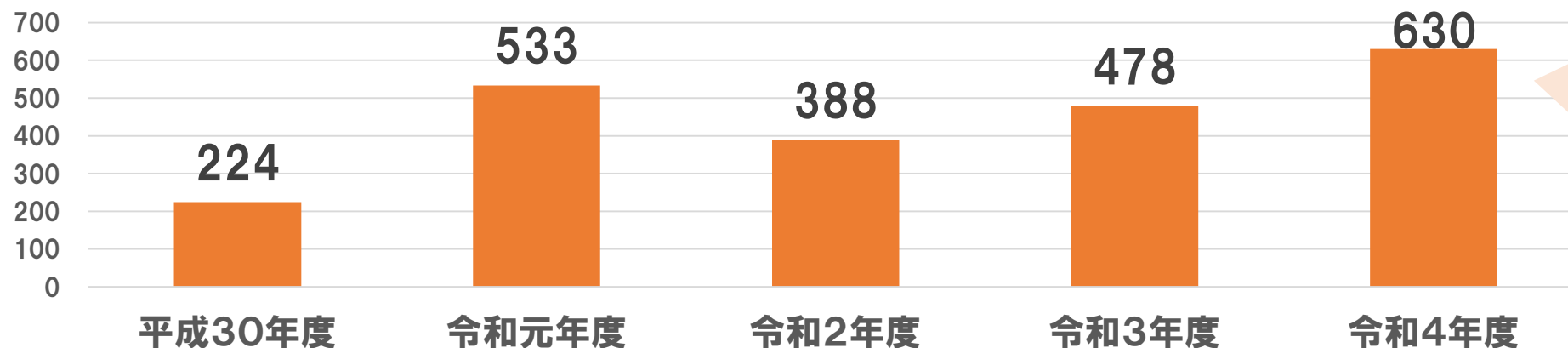
壊すことも出来ないなので、市役所へお願いしようと電話しました。私のような高齢者の単身世帯にとってはすごく助かります。



市の職員が自宅の中まで来てくれて安心ですし、ありがとうございます。処分に困っていたので、大助かりです。

大型家具等ごみ出し支援事業の実績

■ 収集件数の実績 ※5年間の合計件数2,253件(5,582点の家具等収集)



新型コロナウイルスの影響を受けたものの、収集実績は増加傾向

■ 対象要件

要件の範囲を拡大 →

平成30年4月～		平成30年10月～		令和元年7月～	
要介護認定者	要介護1	要支援・ 要介護認定者	要支援1	75歳以上の人	要支援1
	要介護2		要支援2		要支援2
障がい者	要介護3	障がい者	要介護1	75歳未満 要支援・ 要介護認定者	要介護1
	要介護4		要介護2		要介護2
	要介護5		要介護3		要介護3
	身体障害者		要介護4		要介護4
	精神障害者		要介護5		要介護5
知的障害者	身体障害者	75歳未満 障がい者	身体障害者	身体障害者	
	精神障害者		精神障害者	精神障害者	
	知的障害者		知的障害者	知的障害者	

のみの世帯

日常のごみ出しに対するお困りの声

大型ごみだけでなく、お困りの声は日常のごみ出しにも及んでいます。

【津市のごみ出し基本ルール】

- ①当日の決められた時間までに出す ②決められたものを出す ③決められた場所に出す

市民からの声



決められた場所(ごみ一時集積所)に運ぶのが難しい。誰かに頼るしかない。(高齢者)

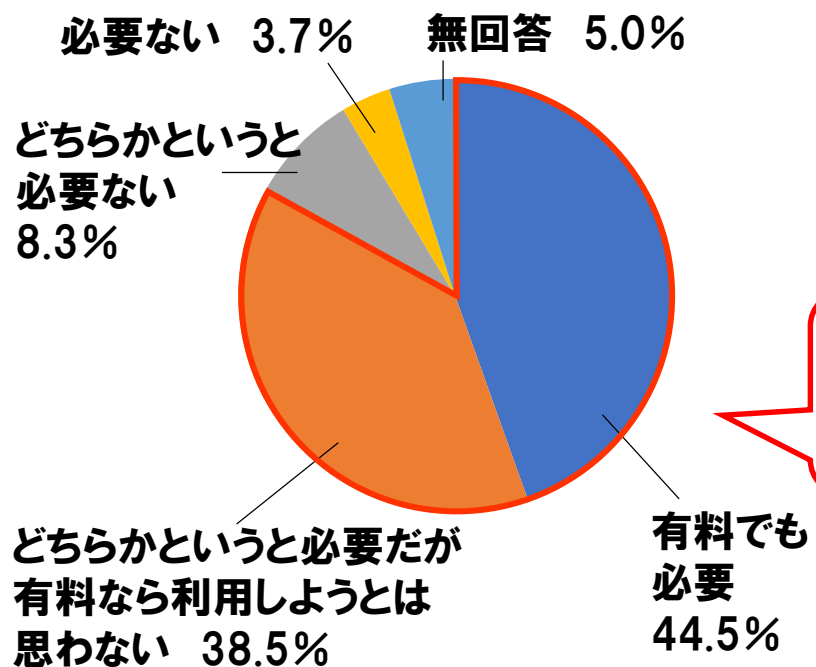


利用者のためにごみ出しをしたいが、決められた時間である当日の8時までに集積所に出すことは困難。(ホームヘルパー)



一人暮らしの高齢者が安心して地域で生活していくためにごみ出し支援が必要だと思う。(民生委員)

アンケート



Q:日常のごみ出しが困難な高齢者等に対してごみの戸別収集サービスは必要か

8割以上の方が戸別収集サービスを必要と回答

※ごみ出しに関する市民アンケートより(令和2年12月実施)

津市ごみ出し
サポート収集事業の実施
支援が必要な方に市が
直接戸別収集を行うことにより
課題を解消

ごみ出しが困難な方へ支援をする津市ごみ出しサポート収集事業

要介護認定を受けている人や障がい者認定を受けている人で、日常ごみを既存のごみ一時集積所へ自ら搬出することが困難な世帯を対象に、安全安心で衛生的な市民の生活環境を守るため、日常ごみの戸別収集を令和6年4月1日から実施

対象世帯の要件

要件①

市内居住の
ホームヘルパー
利用者

要件②

介護保険法(平成9年法律第123号)第19条に規定する要介護認定の要介護3から5までの認定を受けている人

または

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に規定する肢体不自由1級または2級、視覚障害1級または2級の人

要件③

単身者

または

要件②対象者のみの世帯

支援対象



要件設定の理由

特にごみ出しが困難な、自宅居住者で日常生活にホームヘルパーを要する世帯を支援するため

津市ごみ出しサポート収集事業対象想定世帯数

①要介護認定者

要介護3	2,596人(うちヘルパー利用者数	488人)
要介護4	3,313人(うちヘルパー利用者数	478人)
要介護5	2,497人(うちヘルパー利用者数	344人)
小計	8,406人(うちヘルパー利用者数	1,310人)

※令和5年3月末現在

②身体障がい者

肢体不自由1級	959人(うちヘルパー利用者数	132人)
肢体不自由2級	1,016人(うちヘルパー利用者数	37人)
視覚障害者1級	237人(うちヘルパー利用者数	15人)
視覚障害者2級	179人(うちヘルパー利用者数	5人)
小計	2,391人(うちヘルパー利用者数	189人)

※令和5年5月末現在

対象世帯

(対象者)

要介護認定者 1,310 + 身体障がい者 189 = **1,499人(最大)**

(絞り込み)

津市65歳以上人口 69,937人
 単身65歳以上世帯人口 10,307人(割合14.73%)
 対象者最大値 1,499人×14.73%=220人
 対象世帯 **≒200世帯程度**

戸別収集までの流れ

1 収集日までにゴミを出す

利用者は自宅の敷地内に、市が配付したステッカーを貼った専用の蓋付容器※2個(燃やせるごみ用、燃やせるごみ以外用)を設置 ※45ℓ以上のもの。蓋付容器は利用者で用意。

① 燃やせるごみ

透明・半透明の袋に入れ容器へ

② 燃やせるごみ以外

それぞれのごみ分別区分(容器包装プラスチック、不燃、金属、ペットボトル等)に従って分別し、個々に透明・半透明の袋に入れ容器へ

①②ともホームヘルパー等が収集日までに都合の良い時間に容器へ入れる



2 ごみを収集する

① 燃やせるごみ 週1回

② 燃やせるごみ以外 月1回

環境事業課職員が直営により決まった曜日に各世帯をまわって収集



戸別収集の収集体制

収集体制の構築

環境事業課の既存の業務を見直すことにより、環境事業課職員による2名1組の収集体制を構築。「大型家具等ごみ出し支援事業」の利用者を基軸に戸別収集のシミュレーションを実施

シミュレーションの結果

- 抽出した対象世帯に実際に赴き現地調査を実施し、所要時間、地理的な課題及び効率的な収集順路等を検証
- 津市内を4つのエリアに分け、各エリアで収集日を設けることで、週一回の「燃やせるごみ」、月一回の「燃やせるごみ以外」の収集体制を確保

収集エリア (案)	職員数	車両台数	収集日程
① 津地域	2名	1台	【燃やせるごみ】 週5日のうち各地域で曜日を固定して回収 【燃やせるごみ以外】 週5日のうち1日をいずれかの地域に固定
② 久居地域・香良洲地域			
③ 河芸地域・芸濃地域 安濃地域・美里地域			
④ 一志地域・白山地域 美杉地域			

戸別収集の収集カレンダーイメージ

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1週目	津地域 燃やせるごみ	久居・香良洲地域 燃やせるごみ	津地域 燃やせるごみ以外	河芸・芸濃 安濃・美里地域 燃やせるごみ	一志・白山 美杉地域 燃やせるごみ
2週目	津地域 燃やせるごみ	久居・香良洲地域 燃やせるごみ	久居・香良洲地域 燃やせるごみ以外	河芸・芸濃 安濃・美里地域 燃やせるごみ	一志・白山 美杉地域 燃やせるごみ
3週目	津地域 燃やせるごみ	久居・香良洲地域 燃やせるごみ	河芸・芸濃 安濃・美里地域 燃やせるごみ以外	河芸・芸濃 安濃・美里地域 燃やせるごみ	一志・白山 美杉地域 燃やせるごみ
4週目	津地域 燃やせるごみ	久居・香良洲地域 燃やせるごみ	一志・白山 美杉地域 燃やせるごみ以外	河芸・芸濃 安濃・美里地域 燃やせるごみ	一志・白山 美杉地域 燃やせるごみ

※各地域の利用者の人数により、変更になる可能性があります

事業費

ごみ収集事業費

16万8千円

分別表示ステッカー(耐水性・耐久性に優れたフィルム合成紙)
@190円×800枚(2種類×400世帯)×1.1=167,200円

デザイン案

津市ごみ出しサポート収集事業

燃やせるごみ



津市ごみ出しサポート収集事業

燃やせるごみ以外



申請の手続き

申請に必要な書類

① 申請書(様式1)

Form 1: Application form for home helper services. It includes a header with the title '申請書(様式1)', a section for '申請者(個人) 氏名', '住所', '電話番号', and 'Eメール'. Below this is a section for '介護保険被保険者証' and '身体障害者手帳' with checkboxes for 'あり' and 'なし'. A table at the bottom contains fields for '氏名', '性別', '生年月日', '住所', '電話番号', and 'Eメール'.

② 承諾書(様式2)

Form 2: Consent form for providing personal information. It includes a header with the title '承諾書(様式2)', a section for '承諾者(個人) 氏名', '住所', '電話番号', and 'Eメール'. Below this is a section for '承諾事項' with checkboxes for 'あり' and 'なし'. A table at the bottom contains fields for '氏名', '性別', '生年月日', '住所', '電話番号', and 'Eメール'.

※要件の確認、住民基本台帳等の個人情報提供の承諾書

③ 介護認定・障害認定の内容がわかる書類

- ・介護保険被保険者証の写し
または
- ・身体障害者手帳の写し

④ ホームヘルパーの利用がわかる書類

- ・介護保険利用契約書の写し
または
- ・障害福祉サービス受給者証の写し

※申請書類のうち、指定の様式(様式1、様式2)は、津市ホームページからダウンロードできます

申請後の流れ

環境政策課及び各総合支所へ申込後、環境政策課が申請書類をもとに内容確認を行い、利用が必要と認められる方に「利用決定通知書」を発行。併せて利用者ごとに回収日をお知らせ。

スケジュール

令和5年度

令和6年度

R5.10.25～
津市ホームページへ利用者募集の記事を登載

●11月1日号広報津へ
事業内容を掲載

R5.10.25～
申込受付開始

R5.12.1～
内容確認

R6.2.1～
利用決定通知送付

R6.4.1～
戸別収集開始

問い合わせ・申し込み先

事務担当

津市環境部 環境政策課
資源循環推進担当

〒514-8611

津市西丸之内23番1号（本庁舎6階）

電話

059-229-3258

Eメール

229-3139@city.tsu.lg.jp



地域農業の将来を考える

三重県で初めて地域計画を策定

～一身田平野地区・多門地区～



令和5年10月25日

人・農地プランから地域計画へ

【～R5.3.31】 人・農地プラン

- 平成24年度に、国が中間管理事業を推進するためのツールとして制度化
- **地域農業の現況を把握し、地図等により「見える化」して地区内で共有**
- 地区内の**農地集積の方向性と、中心経営体**（地区内の農地を集積する中心的な農業者）を位置づけ

地区内の「**担い手農家（中心経営体）**」に農地を集積していく将来方針

※集積:担い手農家へ所有権や賃借権などの権利が移動すること

【R5.4.1～】 地域計画

- 令和5年4月、改正農業経営基盤強化促進法が施行され、**人・農地プランが法定化され「地域計画」に改称**
- 関係機関が一体となって地域に出向き、**地域農業の将来を考える**
- 地域内の**10年後の農地集約**を目指し、地図で明確化した「**目標地図**」を併せて作成

地区内の「**農業を担う者**」ごとに**農地を集約化**していく将来方針

※集約:担い手農家に集積した農地を寄せて面的にまとめること

地域計画の策定に向けて

R5.4～R7.3の2年間で
津市が策定

- ▶ 地域農業の10年後について徹底的に話し合う
- ▶ 地域農業を守る共通認識の醸成を目指す
- ▶ **地域農業の未来の設計図**を描く

策定に向けた関係機関の主な役割

	三重県	津市	津市農業委員会	農地バンク	農協
全体に係る役割	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町の進捗管理 ・市町のサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体のマネジメント 各地区における地域計画策定の進行管理・調整役 ・関係各種計画・協定等の洗い出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用最適化活動 (農地バンクへの貸し付けの働きかけ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員への情報提供
協議の場	<ul style="list-style-type: none"> ・普及指導員の派遣 ・新規就農者などへの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の場の運営 地域の方々や関係機関への呼びかけ、場の運営、地域計画の記載内容の協議、結果の取りまとめ等 ・担い手の協議の場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の出し手・受け手の意向把握、情報提供 ・遊休農地、所有者不明農地の把握・情報提供 ・担い手協議への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の経営意向の把握・提供 ・担い手協議への協力
地域計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の普及・推進 ・優良事例の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画(目標地図を含む)の策定・随時見直し 目標地図案や協議結果等の取りまとめ、意見聴取、公告等の策定手続き ・進捗状況の県との共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標地図素案の作成 地域農業の現況や農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、素案を作成 ・策定に向けた意見具申 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定に向けた意見具申 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定に向けた意見具申

策定の流れ

ステップ 1

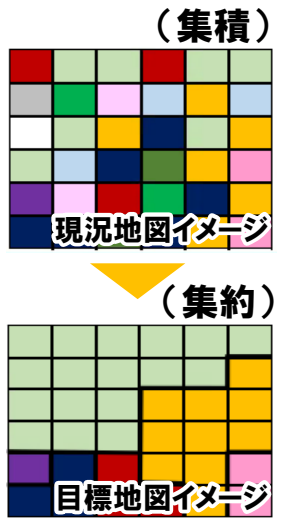
アンケート等による意向調査

- 地域農業の現状や、所有者または耕作者の意向を把握(人・農地プラン作成過程等で意向が把握できている場合は省略)
- 地域農業の現状や意向調査結果を現況地図に反映させる(見える化)

ステップ 2

目標地図の素案作成

- 目標地図は、10年後に目指すべき農地利用の姿を地図化したもの
- 地区内の農地の保有状況及び利用状況、所有者・耕作者の利用意向等を勘案し作成



ステップ 4

地域計画の策定

- 地域計画案の作成後、地区内での説明会や関係機関への意見聴取を経て、公告・縦覧(利害関係人は意見書の提出可)を行う
- 地域計画を策定した際は、策定した旨の公告を行う

ステップ 3

「協議の場」での話し合い

- 農業者が集まる会議等を活用し、幅広い関係者に呼びかけ、地域の方々と関係機関が一堂に会し徹底的に話し合う
- 協議の場で話し合った結果は、取りまとめてホームページにて公表



※ステップ2と並行して進めます。

▶ 地域計画(目標地図を含む)の実現に向け、地域・関係機関が一体となって推進

策定の方針と取組状況

■ 策定予定地区

当初、市内で168地区の策定を想定

本年4月以降、**区域の大括り化等**により現時点で**108地区※**において策定予定

※今回策定の2地区(一身田平野地区、多門地区)を含む

■ 策定の方針

- ・既に**人・農地プラン**が作成されている地区を優先して、取組を推進
- ・地区内農家の理解度が高く**気運が醸成**されている地区を優先して、取組を推進

■ 取組状況

令和5年度

以下の地区を優先して策定を推進中

- ・人・農地プラン作成済の76地区
- ・地区内農家の理解度が高く気運が醸成されている地区

令和6年度

協議中の地区、未策定の地区について、継続的に策定の必要性等を説明しつつ、可能な限り策定を目指す

【参考】人・農地プランの作成状況(令和5年6月27日時点)

作成済の地区数:76地区

作成済プランの面積:4,538ha(耕地面積の56.5%)

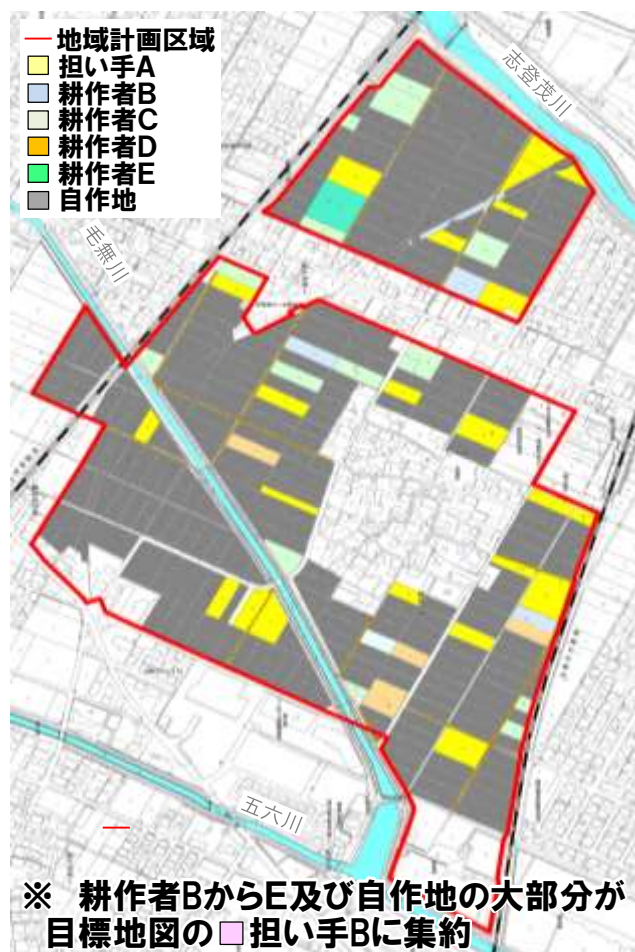
県内初！ 地域計画を策定！！①

市内の2地区(一身田平野地区・多門地区)で地域計画を策定 (令和5年10月24日付け公告)

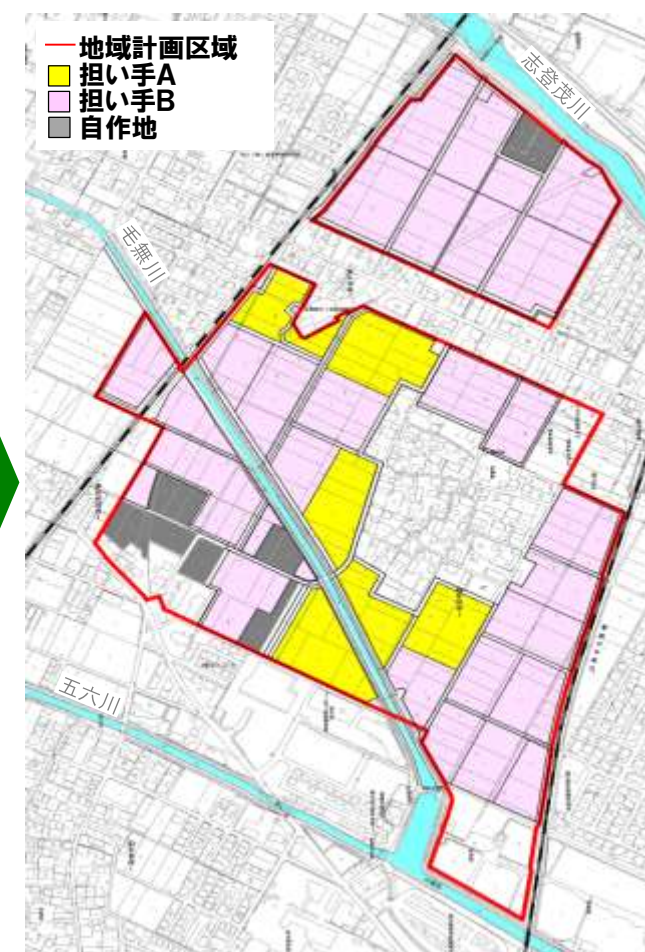
一身田平野地区(津地域) ※人・農地プラン作成済

【概況】

- 平成28年頃、^ほ圃場整備事業に向け検討が開始され、説明会等を20回程度行う中、反対者から地元負担金等について問題提起され、取組が頓挫し断念
- その後も、調査が継続され、地元負担のない国の**農地中間管理機構関連農地整備事業**の採択を目指すこととなり、地権者説明会を3回、役員協議等を10数回重ね、事業実施への取組を進め、**合わせて人・農地プランも作成**
- 農地整備事業の反対者等との調整が難航(農地交換、不在地権者の探索等)
- 自治会長等が反対者に対して、何度も制度説明等を行ったことで協議が円滑に進んだ
- 農地整備事業に係る話し合いの結果、**集約化に関する合意が得られ、計画図＝目標地図とすることができた**



現況地図



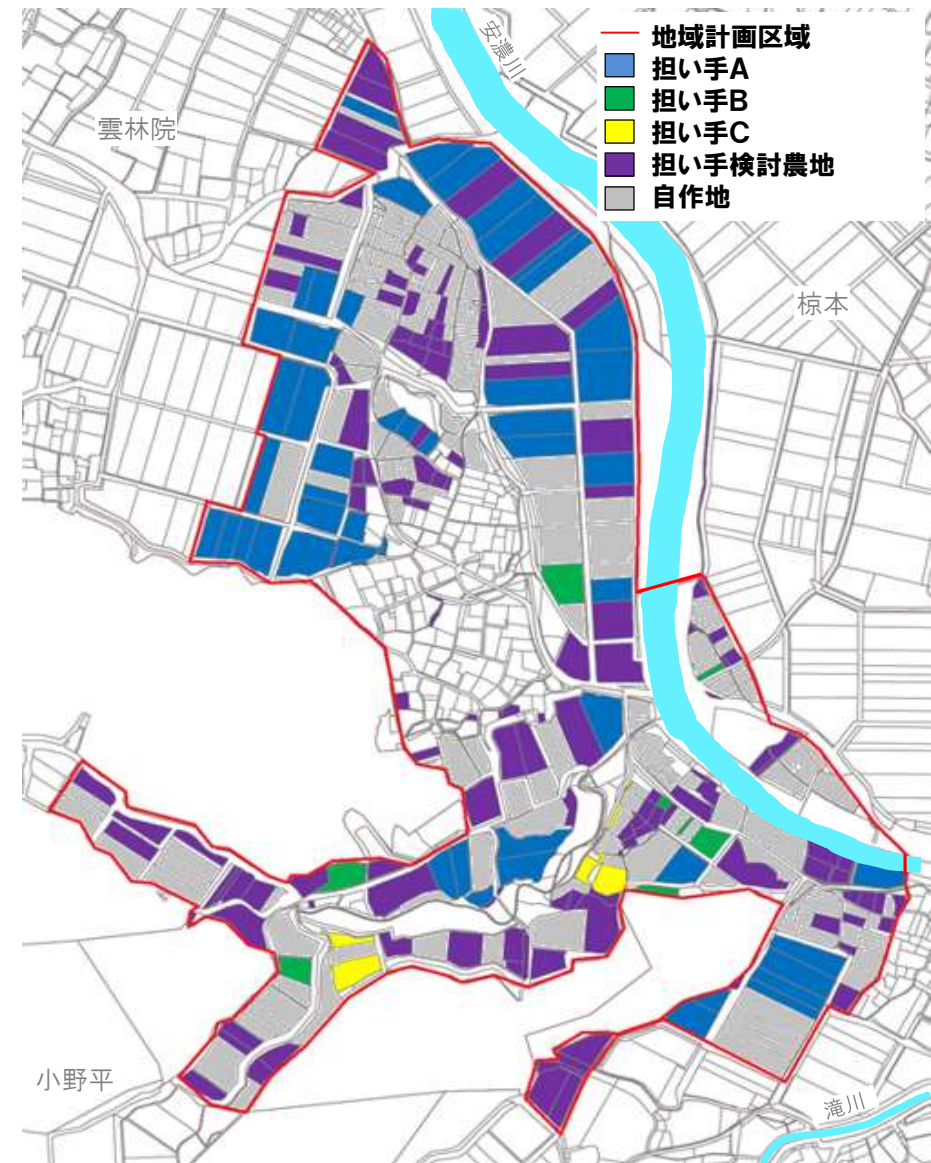
目標地図

県内初！ 地域計画を策定！！②

多門地区(芸濃地域) ※人・農地プラン未作成

【概況】

- 令和3年2月頃、人・農地プランの策定を目的としたアンケートを実施
- 地区内に協力的な農家が多かったため、芸濃地域におけるモデル地区として策定を推進
- 6月下旬以降、地区内の主な耕作者(5名)や自治会長等に制度の趣旨等について説明(延べ8回)
- 地区内農家へは自治会の協力のもと地域計画案を回覧して周知を図るとともに意見を聴取
- 耕作者の高齢化や離農、営農規模の縮小傾向等により、目標地図の整理が難航したが、地域の代表者が様々な案を提示したことにより、目標地図が完成
- 地域農業の代表者や担い手が協議に参加し、将来の方向性を確認。関係者の協力により策定が実現
- 計画策定後も将来の担い手が未定の農地(紫色着色)については、協議を継続し担い手を確保していく
- 自作農地は、地権者が離農する際、隣接農地の耕作者との貸借を誘導し、緩やかに地域農地の集約を図る



目標地図

策定に向けての状況

■ 策定に向けて

令和5年4月以降、地域計画に係る取組を進めてきた結果、策定区域を「隣接する複数集落」や「地域」とする等、地区の協議に基づく区域の大括り化により、策定予定地区数が減少

策定済地区(一身田平野、多門)
策定予定地区(令和5年10月25日時点)

2地区 } 合計 108地区
106地区 }

うち協議調整中

78地区(一志、中瀬ほか76地区)

うち協議実施中

1地区(雲出島貫・本郷・長常)

うち協議実施済(計画案作成済)

1地区(小舟)

▶ 今回策定した2地区での取組を踏まえ、他地区への横断的な展開を図る

■ 他市の策定状況

- ・ 県内では、地域計画を策定したのは津市のみ(2町で協議の場の結果を公表済)
- ・ 東海農政局管内では、岐阜県美濃市が1地区で地域計画策定済で、津市は2番目

問い合わせ



農林水産部農林水産政策課

津市農業委員会事務局

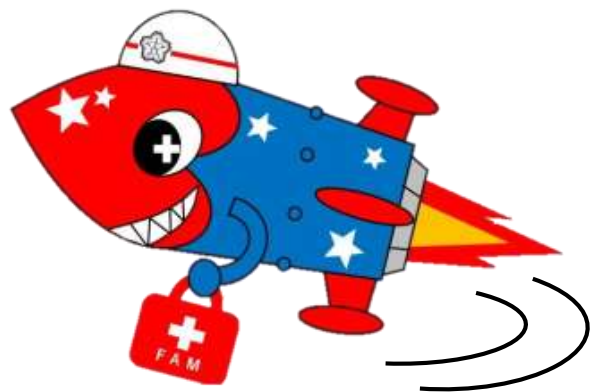
TEL 059-229-3172

FAX 059-229-3168

全国初

11月1日

救急車が到着するまで応急手当を行う 津市消防団事業所機能別団員を創設！



イメージキャラクター
「かけ津けくん」



FAMロゴマーク

カンパニーのC 救急カラー

津市の「つ」 消防カラー

令和5年10月25日

創設の背景

増加する
救急件数

令和4年

17,589件（過去最高） **前年比20%増**

令和5年も高い水準で推移(10月1日時点 前年同月比740件増)

減少する
消防団員

消防団員実員数**1,997人**(令和5年10月1日時点)

充足率87%(条例定数2,287人) 前年同月比**△61人**

サラリーマン
団員が7割

地元を離れて仕事をしている団員が約**7割**(約**1,400人**)

→日中における消防力の空洞化が課題

事業所機能別団員(First Aid Member)を創設

消防団員の組織体系・事業所機能別団員の位置付け

消防団員

1,997人

基本団員

1,853人

火災予防・消火・警戒・水防・救助活動、
応急救護、行方不明者捜索、消火訓練など

一般

62人

- 消火活動
- 火災による人命救助活動

機能別団員

144人

学生

82人

- 避難所等での応急救護
- 物資配布等の支援活動
- 広報活動

今回創設！

事業所

- 事業所近隣での応急手当、
火災発生時の後方支援
- 大規模災害時の避難誘導、
応急救護

※人数は令和5年10月1日現在

入団手続きと訓練・活動

■ 入団手続き



■ 入団後の訓練・活動

1 普通救命講習受講(3時間)・救急に関する知識習得

2 火災に関する知識習得・実技訓練実施

3 就業時間帯に限定した活動

- 事業所近隣で発生した救急要請事案で救命率の向上を目指しAEDを使用して**応急手当**を実施
- 事業所近隣で発生した火災で避難誘導等の後方支援活動実施
- 大規模災害時の避難誘導・応急救護支援活動実施

特徴と期待される効果

① 就業時間帯に限定した災害活動

- ▶ 消防団員の減少に歯止めがかかり日中の消防力の空洞化が解決

② 消防×企業のコラボレーション

- ▶ 安全安心の津市のまちづくりに寄与、市民サービスの向上

③ 企業のメリット

- ▶ 地域への社会貢献度の向上
- ▶ 企業の災害対応力の向上

事業所機能別団員(FAM)の応急手当活動イメージ

救急事案発生

出動指令



救急車出動

近隣で救急事案発生！
出動できますか？

大丈夫ですか？
私は事業所機能別団員です。
救急車はもうすぐ到着します。
AEDを使用して救命します。

出動指令

津市消防本部
(通信指令センター)



窓口

救急車到着までの間
応急手当を実施



事業所機能別団員(FAM)

活動時の服装

■ 火災発生時の後方支援等



■ 応急手当活動時

ヘルメット

フェイスシールド

ゴム手袋

感染防護衣



事業所のAED

携行救急資機材



- ・救急バッグ
(ナイロン製ベルトポーチ型)
- ・絆創膏
- ・包帯
- ・脱脂綿
- ・綿棒
- ・清浄綿
- ・ハサミ
- ・ピンセット

入団予定と今後の目標

入団予定

令和5年11月1日

津中央郵便局から初めての事業所機能別団員が入団
(14人予定)

目標

令和8年度末までに 10事業所 約100人増員

今後のスケジュール

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
制度創設 1事業所入団	3事業所入団	3事業所入団	3事業所入団	状況に応じて次期計画

- ①令和5年12月末までに「普通救命講習」受講
- ②令和6年1月7日(日)消防出初式披露予定
- ③令和6年2月末までに救急・火災時後方支援対応訓練

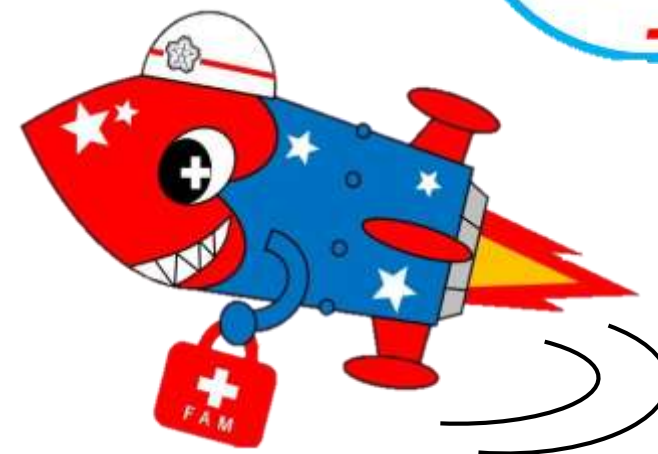
出動可能に！

事業所機能別団員(FAM)を募集中！

地域のために
活動したい！

消防団活動に
興味がある！

消防や防災の知識
を学びたい！



問い合わせ

津市消防本部 消防団統括室

電話059-254-1602

ファクス059-256-7755

E-Mail 254-1602@city.tsu.mie.jp